

令和2年度第3次補正予算における「ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業（大規模国際スポーツ大会開催準備事業）」に対する補助について（案）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国で開催される大規模国際スポーツ大会が延期されたことによって生ずる追加経費のうち、大会の開催に当たって必要な経費の一部を国が補助し、我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 内容

交付対象団体は、下記2団体

(1) 第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会組織委員会

東京オリンピック・パラリンピックが1年延期になったことに伴い、開催時期が1年延期（2021.7→2022.5）となり、さらに7月（夏季）から5月（春季）に変更となった。このことにより、当初より気温が低い中での開催となったことで、以下の施設・設備を追加で設置することが必要となったため、これらの整備に必要な経費の一部について補助するもの。

①ウォームアッププール上屋及び空調

当初屋外に設置する計画であったウォームアッププールを、屋内化し空調を整備することで選手環境を確保する。

②水温調節設備

飛込及びハイダイビングによる競技ルール（プールで実施する場合の水温最低26度以上）が定められていることから、追加の水温調整設備を設置する。

(2) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会

新型コロナウイルス感染症の収まりが不透明なことから、開催時期が延期（2021.5→2022.5）となった。このことにより、大会参加申込受付を行うエントリーシステムの競技画面の情報修正及び大会参加申込受付の再開に係る改修及び保守、データセンター利用料に係る費用が追加で必要となったため、これらの整備に必要な経費の一部について補助するもの。

(3) 金額

単位：千円

No	団体名	交付決定額
1	第19回 F I N A 世界水泳選手権2022福岡大会組織委員会	1,199,932
2	公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会	20,405
	合計	1,220,337

ポストコロナに向けた全国規模の スポーツイベント等の開催支援事業

令和2年度第3次補正予算額 55億円



◆趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症のスポーツイベントに対する影響は長期化しており、スポーツイベントの主催者は、withコロナ、ポストコロナにおけるスポーツイベント開催の在り方を模索し、コロナ禍においてもこれまでと同等、もしくはそれ以上に収益を生み出す構造の転換を強く迫られている。このため、多くの人々を引き付ける魅力的なコンテンツであるスポーツの価値を最大限に活用した新たな取組、及びその実施に必要な感染症対策費用等を支援し、withコロナ、ポストコロナにおけるスポーツイベント等の開催を支援する。

◆支援内容

(1) ポストコロナに向けた新しい取組

デジタル技術を用いたリモート観戦や試合会場での新しい楽しみ方を提供する取組、観客に対する安心安全な試合運営の呼びかけ、地域における企業や市民等との新たな社会連携活動を支援。

- ✓ マルチアングル配信、観客と選手の交流や応援機能の提供、観戦を楽しめるデジタルエフェクトを使った仕掛け、感染症対策を観客に呼びかけるための動画・ポスター・チラシ、選手による市民向け運動プログラムの実施等に必要な経費等

(2) 試合開催時における感染症対策の徹底

消毒液や検温に必要な機器等の購入など、試合開催時に感染症対策を徹底して試合運営するための取組を支援。

- ✓ アルコール消毒液、サーモグラフィ等の購入に係る経費、検温・監視・観客情報の把握を行う感染症対策に係る運営スタッフの経費等

(3) 試合の運営改善による感染症対策の徹底

トイレやコンコースの滞留把握など、技術により得た知見や対策に必要な機器等を今後の感染症対策に活かす取組を支援。

- ✓ ビーコンやCO2濃度測定機器の設置・測定・解析による密の把握、場内カメラの映像解析システムの利用に係る体制・環境の整備経費等

(4) 国際大会における感染症対策の徹底

国際スポーツ大会の感染症対策や、大規模国際スポーツ大会に係る延期に伴い追加となった経費を支援。

- ✓ アルコール消毒液、サーモグラフィ等の購入に係る経費等

◆補助対象等

- 【補助対象】 全国規模のスポーツリーグ・国際大会等の主催者であって、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等
- 【補助率】 原則、補助率 1/2以内（※但し、(4)のうち、大規模国際スポーツ大会に係る延期に伴い追加となった経費は定額）
- 【補助上限額】 (1)～(3)原則、1,000万円×「参加チーム数と会場数のいずれか少ない方」（※但し、(1)(3)において横展開できる対策を講じる場合は例外を適用。）

参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（スポーツ基本計画）

第九条（略）

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3（略）

（国の補助）

第三十三条（略）

2（略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）

第九十二条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二 （略）

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）